

報告事項

「軽井沢町公共下水道事業計画」の変更について

- 令和元年度に策定した「軽井沢町公共下水道事業計画」は、令和7年3月31日が、事業期間となっているため、期間の延伸が必要

(主な変更内容)

- 期間の延伸

令和7年3月31日 を 令和13年3月31日 に変更

理由)

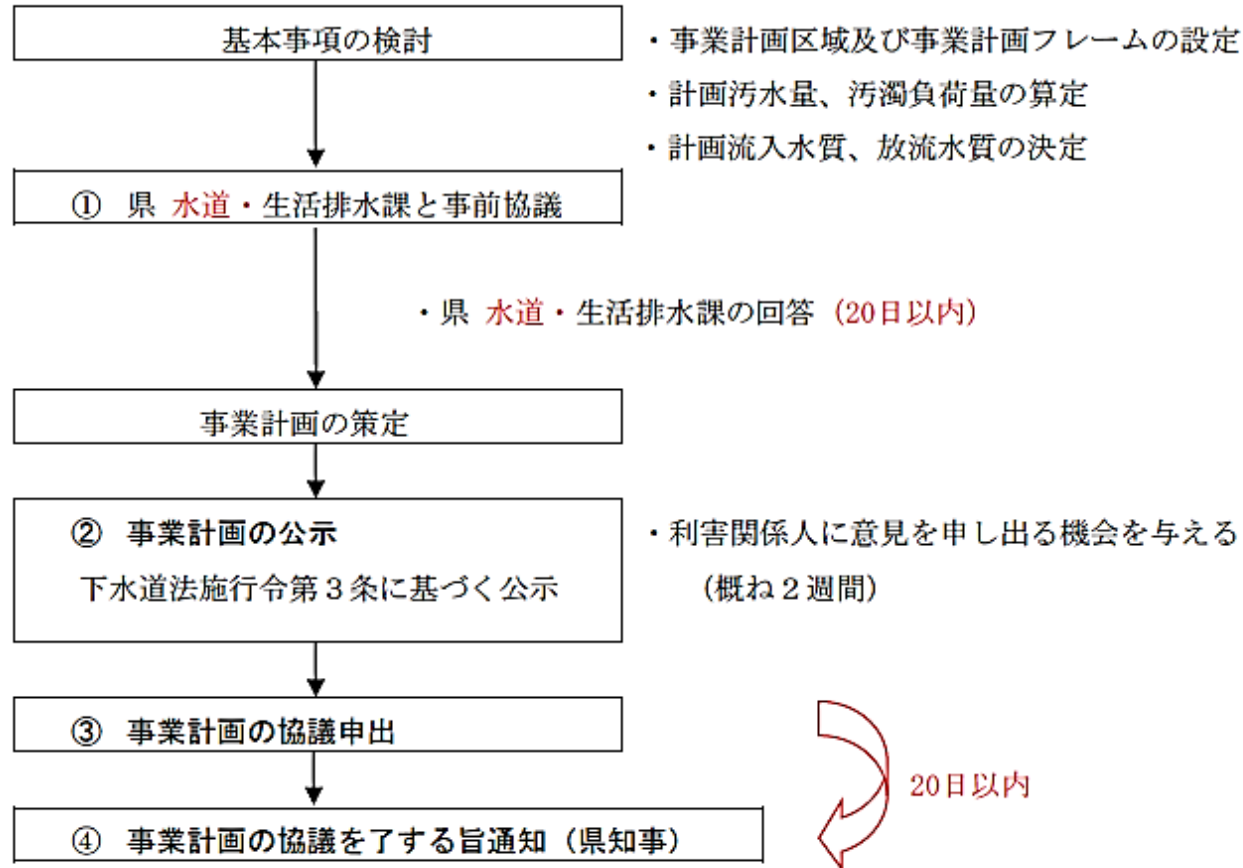
町の管路整備事業は令和6年度の高宿工区をもって完了するが、住宅の新築等による公共桝の設置、部分的な管路の延伸があるため期間を延伸する

- 直近の人口動向による計画人口、計画汚水量の変更

計画処理人口を軽井沢処理区(9,200人 → 8,200人) 西処理区(2,690人 → 2,800人)に変更 (処理施設的能力については変更なし)

事業計画変更のスケジュール

下水道法事業計画の協議フロー



※上記フローは、変更の場合も同じ

※標準処理期間は、水道・生活排水課で受理した日から起算する。

公示：1月23日から2月6日

申請：2月中旬を予定